

# 茨城県報 第7031号

昭和57年4月15日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●生活保護法に基づく医療機関の指定(社会福祉課) .....	1
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) .....	2
●公金徴収事務の委託(林政課) .....	3
●新規土地改良事業の審査(6件)(農地管理課) .....	3
●換地計画の適当決定( " ) .....	5
●定款変更の認可( " ) .....	5
●道路の区域変更(道路維持課) .....	5
●道路の供用開始(2件)( " ) .....	6
●都市計画公園の変更(3件)(都市計画課) .....	7
●都市計画道路の変更( " ) .....	8
●都市計画事業の認可(都市施設課) .....	8
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所) .....	8

### 公 告

●争議行為の予告通知の公表(2件)(労政課) .....	9
●基本測量の終了(用地課) .....	10
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課) .....	10
●道路位置の指定( " ) .....	11

## 告 示

### 茨城県告示第605号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和57年4月15日

茨城県知事 竹内 藤 男

#### 1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 年 月 定 日
医 科	162,023,6	池内 医院	笠間市笠間1200	池内 哲	57.4.8
"	072,040,9	玉岡クリニック	結城市大字結城2010の5	阿部田 辰一	"

歯 科	393,026,6	若草歯科診療所	新治郡新治村字上坂田 1486	川 谷 万 造	"
"	323,025,3	友部歯科 クリニック	西茨城郡友部町平町 1470-1716	八 木 二 治	"
"	373,028,6	大森歯科医院	行方郡潮来町潮来92-5	大 森 学	"
"	433,036,7	白土歯科医院	猿島郡総和町大字西牛谷 1190-5	白 土 昌 之	"

## 2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 年 月 日
医 科	162,010,3	池 内 病 院	笠間市笠間1200	池 内 正	57. 1. 27
"	152,002,2	古 沢 医 院	北茨城市大津町60の2	古 沢 皓	57. 3. 31

## 茨城県告示第606号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 医 師 の 指 定

種 目	診療科目	氏 名	勤 務 先	住 所
聴覚障害	耳鼻咽喉科	小野田 知 夫	水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7
"	"	富 岡 昌	国立水戸病院	水戸市東原3-2-1
"	"	大 角 晶 彦	那珂湊中央病院	那珂湊市幸町16-1
肢体不自由	外 科	及 川 舜	網 野 病 院	勝田市堀口向坪616-5
"	脳神経外科	森 伸 彦	下館市民病院	下館市大字玉戸1658
心臓呼吸器 機能障害	内 科	石 田 博	"	"

**茨城県告示第607号**

茨城県植物園及び茨城県奥久慈憩の森に係る特定施設の使用料及び入園料の徴収事務を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、財団法人茨城県農業開発事業団に委託した。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

委 託 期 間 昭和57年 4 月 1 日から昭和58年 3 月31日まで

---

**茨城県告示第608号**

緒川村長山広夫から昭和57年 3 月17日付けで認可申請のあつた、坂の上地区土地改良については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

坂の上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月 6 日まで

3 縦 覧 の 場 所 緒川村役場

---

**茨城県告示第609号**

北浦村長河野晴雲から昭和57年 3 月 9 日付けで認可申請のあつた宮ノ下地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

宮ノ下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月 6 日まで

3 縦 覧 の 場 所 北浦村役場

---

**茨城県告示第610号**

稲敷郡東村大字佐原組新田 424 - 2 長坂昭義ほか14名から昭和56年11月30日付けで認可申請のあつた佐原組新田地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
  - (ア) 佐原組新田地区土地改良事業共同施行規約の写し
  - (イ) 佐原組新田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月 6 日まで
- 3 縦覧の場所 東村役場

---

**茨城県告示第611号**

稲敷郡東村大字清水1533内田義一ほか18名から昭和56年11月30日付けで認可申請のあつた清水新田地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
  - (ア) 清水新田地区土地改良事業共同施行規約の写し
  - (イ) 清水新田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月 6 日まで
- 3 縦覧の場所 東村役場

---

**茨城県告示第612号**

稲敷郡東村大字下須田1759黒田勤ほか23名から昭和57年11月30日付けで認可申請のあつた下須田第2地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
    - (ア) 下須田第2地区土地改良事業共同施行規約の写し
    - (イ) 下須田第2地区土地改良事業計画書の写し
  - 2 縦覧の期間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月 6 日まで
  - 3 縦覧の場所 東村役場
-

**茨城県告示第613号**

稲敷郡東村押砂 128 萩原繁郎ほか43名から昭和56年11月30日付けて認可申請のあつた押砂第2地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 押砂第2地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 押砂第2地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年 4 月17日から昭和57年 5 月6日まで

3 縦覧の場所 東村役場

**茨城県告示第614号**

昭和57年 3 月5日付けて、認可申請のあつた鷲沼地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年 4 月22日から昭和57年 5 月12日まで

3 縦覧の場所 小川町役場

**茨城県告示第615号**

昭和57年 4 月2日付けて、源法寺土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年 4 月8日認可した。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第616号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和57年 4 月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 赤浜谷田部線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字赤浜 22番9地先から 下妻市大字高道祖4107番地先まで	旧	メートル 最大 22.10	メートル 1,304.80	
		最小 6.50		
真壁郡明野町大字赤浜 22番9地先から 下妻市大字高道祖4107番地先まで	新	最大 22.10	1,304.80	
		最小 6.50		
真壁明野町大字赤浜1110番から 下妻市大字高道祖4107番地先まで		最大 35.00	1,140.00	
		最小 9.00		

#### 茨城県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、昭和57年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和57年 4 月 15 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道赤浜谷田部線  
 2 供用開始の区間  
 真壁郡明野町大字赤浜1110番から  
 下妻市大字高道祖4107番地先まで  
 3 供用開始の期日 昭和57年 4 月 15 日

#### 茨城県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、昭和57年4月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和57年 4 月 15 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道下館筑波線  
 2 供用開始の区間  
 下館市大字直井968番から  
 下館市大字下中山309番の2まで  
 3 供用開始の期日 昭和57年 4 月 15 日

**茨城県告示第619号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

4. 4. 301 赤塚公園

筑波郡谷田部町稲荷前36—1, 36—2, 36—3, 36—4, 36—5, 36—6, 36—7, 36—9, 36—10

5. 5. 301 洞峰公園

筑波郡谷田部町二の宮 2 丁目20—1 から20—38

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

---

**茨城県告示第620号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

第 3. 3. 402号 花室 1 号公園

新治郡桜村吾妻 2 丁目大字花室字亀田

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

---

**茨城県告示第621号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

第 5. 5. 001号 きぬ総合公園

水海道市坂手町字籠沼, 字時信, 字籠場, 字貝置の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

---

**茨城県告示第622号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
  - 8.4.1 赤塚妻木線
  - 新治郡桜村千現2丁目、千現1丁目
  - ” ” 大字花室字遠原，字足黒，字千上前，字亀田谷，字亀田
  - ” ” 吾妻3丁目，天久保1丁目
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

**茨城県告示第623号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 勝田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - 水戸・勝田都市計画公園事業
  - 2.2.107 東石川第2公園
- 3 事業施行期間 昭和57年 4 月15日から昭和59年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 勝田市石川町19番11地内
  - (2) 使用の部分 なし

**茨城県告示第624号**

那珂郡東海村舟場768番地に事務所を置く東海坏土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月15日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 塙 善 行

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡東海村石神外宿855	理 事	黒 沢 道 雄	



茨城県告示第625号

稲敷郡江戸崎町大字佐倉2684番地に事務所を置く江戸崎入土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月15日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岩 瀬 豊

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2912	理 事	高 木 之	

公 告

●争議行為の予告通知の公表

回春荘病院労働組合執行委員長小田野正勝から、昭和57年 4 月 6 日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 賃金引上げの要求について
- 2 日 時 昭和57年 4 月17日以降本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場 所 回春荘労働組合員が勤務するすべての職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

茨城臨床検査センター労働組合執行委員長大和田敏秀から、昭和57年 4 月 7 日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 賃金引上げ等の要求について
- 2 日 時 昭和57年 4 月18日以降本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場 所 茨城臨床検査センター労働組合の組合員が従事するすべての職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

### ●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（基準点測量）
- 3 作 業 終 了 日 昭和57年 3 月31日
- 4 作 業 地 域

日立市，多賀郡十王町，北茨城市，高萩市，勝田市，那珂郡那珂町，東海村，西茨城郡岩間町，岩瀬町，稲敷郡茎崎村，新利根村，河内村，東茨城郡美野里町，小川町，茨城町，桂村，御前山村

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年 4 月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市字大座9827の1，9827の2

- 2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町布川3072-1

中 野 敬江司

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市三反田字北長町3655の1

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市金町1丁目3-35

茨交タクシー株式会社 代表取締役 竹 内 成 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町部室字部室前1201の1，1201の12から14まで，1201の34，1200の2の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡美野里町大字部室1189

ときわ園芸農業協同組合

組合長理事 柳 沢 昭 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
筑波郡谷田部町大字東丸山字長堀112の1, 大字谷田部字遠見塚3629の2
- 2 事業主の住所及び氏名  
筑波郡谷田部町谷田部2920  
桜井 忠夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡牛久町大字奥原字木戸向3491の6, 3492の6
- 2 事業主の住所及び氏名  
仙台市本町1丁目10-12  
菅原 光太郎

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年4月15日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第83号	57. 2. 16	岡野 敬	新治郡桜村大字 大角豆595	新治郡桜村梅園2丁目 21-16, 21-17	メートル 4.00	メートル 31.55
" 第126号	57. 2. 26	倉田 光高	筑波郡大穂町花 畑3-32-2	筑波郡谷田部町高野台 3丁目11-9	4.00	22.00
" 第128号	"	内田 一八	取手市稲123- 14 中央タウン C-904	" " 二の宮 3-25-20, 21, 22, 23, 24	4.00	22.46
" 第133号	57. 3. 2	府中開発(株) 代表 三輪 善夫	石岡市府中 1丁目7-5	石岡市石岡字田島 5475-1, 2	4.00	24.625
" 第150号	57. 3. 10	岩上 重徳	市川市南行徳 2-20-10	筑波郡谷田部町高野台 3丁目4-3	4.01	25.40
境土木指令 第161号	57. 4. 1	(有)大成ハウ ジングセンタ -(代) 末岡 勉	東京都品川区西 五反田7-6-4	猿島郡三和町大字東山 田字北原1898-4, 5, 10, 13, 19, 赤松1908 -3, 4	4.20	113.60
" 第171号	57. 4. 3	(株) 三友工務店 (代) 小山 省三	" 板橋区大 山町9-9	" " 大字上片 田字榎崎1272-23	6.00	78.50

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所